

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から39年3月まで
② 昭和44年10月

私は申立期間当時、A社に住み込みで働いていたところ、昭和37年ごろ勤務先に女性が来訪し、国民年金の説明を行ったので、その場で加入手続をした。その女性は、同年8月から毎月勤務先に集金に来て保険料を徴収していた。

昭和44年11月に自己都合により国民年金の資格を喪失したが、それまでは保険料を毎月納付していたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月に払い出されていることが確認できることから、申立期間①当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は過年度納付した記憶が無く、制度上、B市C区の職員である保険料徴収員が過年度保険料の収納事務を扱うことはできないことから、申立期間①の保険料が納付されていたものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとみられる昭和39年度以降、国民年金加入期間について、申立期間②を除いて保険料をすべて納付している上、現年度納付していることも確認でき、申立人の保険料を

納付する意識は高かったものと推認できることから、申立期間②のみ未納とすることは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

年金をもらえる年齢になり、社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、未納分として後で払った2年間の国民年金保険料の納付記録が無かったので、調査してもらった結果、そのうち1年間の記録が認められたが、残りの期間が認められなかった。

2年間の国民年金保険料をやっとの思いで払ったので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、婚姻してからは任意加入に切り替え、平成10年8月26日に資格喪失するまで、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立てのとおり、昭和41年4月から42年3月までの期間について、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、納付済期間に記録が訂正されていることが確認できることから、A市と社会保険庁の記録にそごがあり、行政側の記録管理に不備があったと認められる。

さらに、記録訂正された昭和41年度の保険料納付年月日は、昭和43年10月28日であることが確認でき、その一部に時効で納付できない期間が含まれていることから、行政側に不適切な事務処理が行われた可能性がうかがわれる。

加えて、昭和43年4月から同年12月までの保険料については、同年12月19日に現年度納付されていることが確認できることから、仮に申立期間が未納期間であった場合、その時点で納付可能であり、先に時効が到来する申立期

間の保険料が納付されないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和46年3月末日までは、父親が私の国民年金保険料を払ってくれていた。同年4月からは預金口座による振替で支払っているため、保険料の未納は考えられない。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は申立期間①の国民年金保険料の納付等に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から事情聴取できないことから、申立期間①に係る申立人の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月ごろ払い出されたことが確認でき、申立期間①については、その時点で過年度納付によるほかは、保険料を納付できない期間であるが、申立人の父親は高齢のため、当時の状況を聴取することが困難であり、ほかに、その父親が申立人の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立期間前後の期間は納付済期間であり、その当時、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②の3か月分のみを未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金保険料を預金口座より、年一回の一括払いで納めていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和56年6月から61年3月までは、国民年金に任意加入していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、納付日が確認できる納付月においては、いずれも夫婦共同一日に納付していることが確認でき、申立人及びその夫は、昭和49年4月3日に同年4月から同年12月までの保険料を前納している上、その夫は、申立期間①の保険料を同日に納付していることから、申立人のみ申立期間①の保険料が納付されなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間②については、その前後の期間は納付済期間である上、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間②の3か月のみを未納することは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

昭和55年4月に婚姻し、その後、私の国民年金保険料は夫が毎月銀行で納付してくれていた。申立期間当時、私と夫はそれぞれA店及びB店に勤務しており、経済的にも安定していたので、申立期間の保険料を納付できない状況ではなく未納期間は無いはずであり、申立期間の2年間について国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2年間と比較的短期間である上、申立人には、申立期間以外に国民年金加入期間に係る国民年金保険料の未納期間が無い。

また、申立期間の申立人の保険料納付を行っていたとする申立人の夫は、自身の国民年金加入期間に未納があるものの、「妻は結婚前から国民年金保険料を納付しており、国民年金に対する考え方が私と違うので継続して納付した。」としているところ、昭和58年度から申立人の夫名義の銀行口座から申立人の国民年金保険料の振替納付を行っていることがC市の保管する国民年金被保険者名簿により確認でき、申立内容を通じて不自然な点はみられない。

さらに、申立期間当時、申立人及びその夫は、それぞれA店及びB店に勤務しており、その生活状況に特段の変化は無く、申立人は、経済的に国民年金保険料を納付することができない状況ではなかったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私が20歳になった昭和42年*月に、母親から私が国民年金に加入させてもらっていたことを聞いた。母親は「これで老後も安心して暮らせるから。」と言っていたことを記憶している。

昭和48年7月ごろ、夫の勤務先に、私の国民年金手帳を提出することになったので、それまで実家の父親に預けていた国民年金手帳を自宅に送ってもらった。その際に父親から私が結婚した後も48年6月まで国民年金保険料を納付されていたことに対して、親に感謝の気持ちとうれしさを感じたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、当該期間の国民年金保険料が、いずれも納付済みとなっている。

さらに、申立人が、その父親から自分自身の国民年金手帳を受け取った昭和48年6月以前は納付済期間であるが、以後の期間は未納期間となっていることから、「申立期間の保険料は父親が納付してくれていた。」とする申立人の供述には信憑性^{しんぴょうせい}が認められる。

加えて、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により昭和43年8月9日であることが確認でき、申立期間の保険料は過年度納付となるものの、その母

親の保険料も、昭和 40 年度から 42 年度まで過年度納付されていることから、申立期間に係る申立人の保険料も、その母親の保険料と併せて納付されたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

自分の将来のことを考え、昭和50年4月から付加年金に加入し、付加保険料は納付書に現金を添えて役場又は金融機関の窓口で納付していたはずであるので、申立期間に係る付加保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の種別変更手続を適切に行っている上、付加保険料も申立期間を除き10年近く納付しているなど、国民年金制度（付加年金を含む。）に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人は昭和50年4月2日にA町で付加年金の資格を取得しているが、i) B町が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、申立人の付加年金の資格取得年月日は、同日であることが確認できること、ii) 申立人の戸籍の附票により、申立人は54年4月にA町からB町に転居していることが確認でき、B町では、「転入者の前住所地の市町村及び社会保険事務所に、付加年金を含む当該被保険者の記録について確認をした上で納付書を発行している。」としていることから、申立人は、B町に転入した際にも付加年金の資格を取得したものと考えられる。

さらに、B町では、国民年金保険料（定額分）と付加保険料は併せて1枚の納付書で納付できたことから、申立期間①について、定額保険料のみが納付されている状況は不自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、その

該当する年度における各月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付年月日が明確に記録されており、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料（定額分）のみを昭和61年9月6日に納付していることが確認でき、任意に加入する付加年金の保険料は、制度上、過年度納付することができないことから、申立期間②に係る付加保険料については納付されたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間を含め、国民年金保険料は、私がA郵便局の窓口で3か月分をまとめて納付書に現金を添えて納付していた。

申立期間当時の国民年金保険料は3か月分で4,700円ぐらいだったと記憶しており、保険料の未納は無いはずなので、申立期間の保険料について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳到達月の前月である58年*月までの国民年金加入期間に加え、62年5月から63年3月まで国民年金に任意加入して保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料額について3か月で4,700円ぐらいとしており、その額は実際に国民年金保険料を納付した金額とおおむね一致している上、申立期間において、申立人の夫は公務員であることから、申立人は、経済的に国民年金保険料を納付することができない状況ではなかったと推認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から38年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から47年3月まで

私は、20歳になった昭和37年*月に国民年金に加入し、42年5月に結婚するまでは、自分で国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は妻が私の母親と夫婦二人分計3人分の保険料を間違いなく納付してくれていたの
で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和40年7月1日と記載されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人はこの時期に国民年金加入手続を行ったとみられる上、国民年金被保険者資格取得日は37年*月*日と記載されていることから、同手帳の交付と同時に資格取得日がさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、同手帳が交付された時点では、申立期間①の国民年金保険料は、時効のため、その後に実施された特例納付により納付するしか方法が無いが、申立人は特例納付した記憶が無い上、同手帳の申立期間①に係る国民年金印紙検認記録欄に印紙の貼付及び検認印は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間①の保険

料が納付されていたものとは考え難い。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、「当時、A市役所又は社会保険事務所で、家族分の保険料と一緒に納付していたので、夫だけの保険料が未納になることはあり得ない。」及び「夫の分も含め、納付督促を受けて何回か納付した記憶がある。」旨供述している。

また、申立人の所持する国民年金手帳（昭和42年度から46年度まで使用するもの）の昭和43年度から45年度までの検認記録欄には検認印の押印は見当たらないところ、社会保険事務所に保管されている申立人の特殊台帳の45年度欄には「現」、「46.11.25」と記載されている上、申立人の妻が所持する国民年金手帳（年度訂正の上、昭和39年度から43年度まで使用するもの）の43年度の検認記録欄にも検認印は見当たらず、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の妻の保険料が納付済みと記録されていることから、申立人の45年度及びその妻の43年度の保険料は、それぞれ過年度納付されていたものと推認できる。

さらに、申立人の昭和48年度の納付状況は、特殊台帳では同年度の1月から3月までの期間については空白（未納）となっているが、社会保険庁のオンライン記録には、定額納付と記録されていることから、当該期間についても過年度納付されていたものと推認でき、納付督促を受けて何回か納付した記憶があるという供述を裏付けている。

加えて、申立人の特殊台帳によると、昭和47年6月12日に昭和42年度分の国民年金保険料を特例納付（第1回特例納付：昭和45年7月1日から47年6月30日まで）していることが確認でき、申立期間②である43年度及び44年度の前後についてさかのぼって納付していることを踏まえると、申立人の妻が特例納付した時点では、申立期間②の保険料は、過年度納付により、納付済みであった可能性は否定できず、申立期間③に係る46年度の保険料は、42年度の特例納付と同時に過年度納付されたものと考えるのが自然である。

- 3 申立人の特殊台帳の昭和41年度欄には、4月から12月までの保険料納付年月日が「42.4.19」及び1月から3月までが「納」と記録されているが、申立人が所持する国民年金手帳には、12か月すべてに「42.4.19」の検認印が押されている上、同特殊台帳の46年度欄の4月から6月までは、「納」と記載された後に、これを訂正している形跡が見られる。

さらに、オンライン記録では、申立人の妻の昭和48年度の一部が未納と記録されているが、申立人の妻の特殊台帳は社会保険事務所に保管されておらず、年度内の一部について未納期間がある者について、本来保存さ

れるべき特殊台帳が保存されていないことは不自然であり、行政の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年7月まで

私は、国民年金に特例納付制度があることを知って、昭和55年6月にA市B区役所で夫と共に国民年金に加入し、その際に申立期間の特例納付を行うため、区役所近辺にある金融機関の夫名義の普通預金口座から現金100万円を引き出した上、夫と同額の保険料をまとめて納付したことを記憶している。

夫婦の年金受給手続時に、自分の特例納付金額が夫の同金額より少ない金額で記録されていることを初めて知ったが、申立期間は特例納付により、夫と同額の保険料を間違いなく納付しているはずなので、未納とされている申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番であり、資格取得日は夫婦共に同一である上、特例納付を行った昭和55年度以降、いずれも国民年金保険料の未納期間は無く、納付記録も一致している。

また、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を特例納付によって納付しているほか、特例納付を行う際は、時効消滅する前までの未納期間の保険料について、同時に過年度納付を行うのが一般的であり、申立人は、昭和53年度及び54年度について過年度納付済みであるところ、その夫については、54年度のみ過年度納付されており、未納と記録されている53年度の保険料は、特例納付の保険料より安価であったことも踏まえると、夫婦において特例納付期間及び過年度納付期間が異なることは不自然である。

さらに、申立人は、i) A市の広報から特例納付制度を知って、国民年金に加入したこと、ii) 夫婦二人分の国民年金保険料の特例納付を行うため、夫名

義の金融機関口座から現金 100 万円を引き出したこと、iii) 特例納付は夫婦二人同額を納付したことを記憶しており、申立人の夫もこのことについて証言していることから、特例納付額及び過年度納付額を夫婦同額であったものと推定すると、当該 100 万円は、納付に必要な金額とほぼ一致している。

加えて、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）では、申立人及びその夫それぞれ昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料を 57 年 6 月 22 日に過年度納付したと記録されている一方、A 市の現年度被保険者名簿では 57 年 3 月 19 日の現年度納付と記録されるなど、記録が一致していないことから、行政の不適切な記録管理が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年1月まで

申立期間の国民年金保険料は、社会保険庁の記録では、申請免除期間とされているが、私は当時、免除の申請手続きをした記憶が無く、給与所得も免除が認められるような金額ではなかったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、間違いなく夫が納付してくれていたため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人の夫は、申立期間の申立人に係る保険料の納付について、i) 平成6年2月に納付督促の通知が届いたので、未納期間分の納付書を送付してもらい、申立人の過年度保険料と自分自身の現年度保険料を併せて納付したこと、ii) 申立期間の申請免除手続きをした記憶は無く、当時は、免除されるような所得でなかったことなど、具体的な証言をしている上、申立人の平成3年度の収入を推定すると、申請免除要件を満たすことはできなかったものと考えられることから、申立期間が申請免除期間として記録されていることは不自然である。

また、申立人の夫は、納付督促の通知が届き、A市B区役所から納付書を送付してもらったとしており、A市の各区役所には過年度納付書と共に、申請免除期間の追納をするための納付書が置いてあった事実も確認できたことから、申立人の夫の供述には^{しんびようせい}信憑性がみられる。

さらに、申立人の夫は、申請免除期間とされている申立期間の平成4年5月及び同年6月に3年8月から同年10月までの未納期間に係る申立人の国民年金保険料の過年度納付を行い、6年1月に申立人が国民年金被保険者資格を再取得した翌月の2月に、4年1月から同年3月までの申立人に係る未納期間の

過年度納付を行うなど、申立人の未納期間を少しでも解消しようとしていた意識があったことがうかがわれる上、申立人の夫は3年8月以降の自分自身の国民年金被保険者期間に保険料の未納期間が無く、申立人自身も国民年金被保険者資格の再取得以降の国民年金被保険者期間に保険料の未納期間が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月12日から34年12月31日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和28年1月12日から35年1月1日までの期間はC業務に従事していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録においては、第1種被保険者として記録されており、この記録は、私の勤務実績と相違している。

申立期間当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間は間違いなくC業務に従事し、給与から第3種被保険者に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る日記帳により、申立人が昭和28年1月12日からC業務に従事し、35年1月1日をもってD業務へと業務内容が変更されていることが確認できる上、当該日記帳は、申立期間当時において作成されていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間において、A社B事業所でC業務に従事し、C作業員として勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社B事業所労働組合における昭和31年及び32年の賃金査定表により、申立人は、いずれの年度においても、当該賃金査

定表にC作業員として記載されている同僚7人と同等の給与を得ていたことが確認できる上、社会保険事務所の記録により、これらの同僚7人のうち6人は、申立期間に係る厚生年金保険第3種被保険者としての加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた12人のうち11人が、申立期間は厚生年金保険第3種被保険者であるとともに、申立人の申立期間における標準報酬月額推移は、これら11人の同僚と同等であることが確認できる上、このうち所在が特定できた4人に照会したところ、回答が得られた二人のいずれも、「申立期間において、申立人はC業務に従事しており、D作業員であったということは無い。」と供述している。

加えて、申立人がD作業員として名前を挙げた同僚9人についても、社会保険事務所の記録により、これら9人全員が、申立期間は厚生年金保険第1種被保険者であり被保険者種別に相違は無いことが確認できる上、このうち所在が特定できた4人に照会した結果においても、回答が得られた二人共に、前述の同職種の同僚として回答が得られた二人と同様に「申立人は、申立期間においてD業務に従事していたということは無く、C業務に従事していた。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が申立期間において、第1種被保険者としてD業務に従事していたとすることは不自然であり、第3種被保険者としてC業務に従事し、給与から第3種被保険者に相当する厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和44年2月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから確認できないが、厚生年金保険第3種被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に厚生年金保険第3種被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年1月から34年12月までの厚生年金保険第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在、B社）における、申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和50年4月15日に、資格喪失日に係る記録を同年11月15日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を51年4月23日に、資格喪失日に係る記録を同年11月22日にそれぞれ訂正し、両申立期間の標準報酬月額を50年4月から同年10月までは10万4,000円、51年4月から同年10月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月15日から同年11月15日まで
② 昭和51年4月23日から同年11月22日まで

A社に昭和47年から51年まで、B社に52年から59年まで毎年期間雇用として勤務し、59年11月に退職した。社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、50年及び51年の上記申立期間が欠落していた。申立期間においても例年と同様に採用され、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録によると、B社で昭和50年4月15日取得及び同年11月15日離職、51年4月23日取得及び同年11月22日離職していることが認められる。

また、B社から提出のあった、B社の前身であるC社D課長起案の「臨時職員の採用発令について」の決定書から判断すると、申立人はA社において臨時職員として採用され、上記の期間勤務していたことが確認できる。

さらに、A社の継承事業所であるB社に申立期間の事業主の届出及び保険料

の控除について照会したところ、当時の賃金台帳等の資料は保管していないので確認できないものの、「申立人の申立てどおりの届出を行ったはずである。また、厚生年金保険料についても、他の臨時職員については控除しているはずであり、申立人のみ控除していなかったとは考え難い。申立人から控除した厚生年金保険料についても、社会保険庁に対して納付していなかったとは考え難い。」と回答している。

加えて、申立期間当時、申立人と同様にD課に勤務していた臨時職員は全員厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出のあったC社D課長起案の「臨時職員の採用発令について」の決定書から判断すると、昭和50年4月から同年10月までは10万4,000円及び51年4月から同年10月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していなかったとは考え難い、としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る両申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1334

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月21日から48年4月1日まで

昭和48年4月付けでA社B支店から、同社C本社に転勤するように言われ、子供の終業式(3月)が終わってから異動したので、同年3月まで同社B支店で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、47年12月から48年3月までの加入記録が抜けていた。この間は同社B支店から給与を支給されており、社会保険料も控除されていた。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された昭和34年6月の賃金計算書の写しと申立期間において撮影されたことが確認できる写真の写し、A社から提出された社員身上調書の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が34年6月29日から同社に継続して勤務し、48年3月29日に同社B支店から同社C本社に異動していることが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C本社は、昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった期間であること、及び申立人についても、同社C本社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同日となっていることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、事業主は「当社本社はB市に、支店はC市にそれぞれ所在

していたところ、昭和 47 年 7 月に本社所在地を C 市へと変更したことから、48 年 4 月 1 日に C 本社を厚生年金保険の適用事業所としたが、C 本社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、C 本社に勤務していた職員についても、B 支店で厚生年金保険に加入させていた。申立人が申立期間においても当社の職員として勤務していたのであれば、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のいずれもが、「A 社 C 本社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社 B 支店で同保険に加入していた。」と供述していること、及び社会保険事務所の記録により、A 社 C 本社が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和 48 年 4 月 1 日に、同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 32 人全員が、同日において、同社 B 支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることを併せて判断すると、申立人についてのみ、47 年 12 月 21 日が同社 B 支店に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日とされているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店における昭和 47 年 11 月の社会保険事務所の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1335

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社D部E事業所）における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までは30円、20年1月から21年2月までは60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月1日まで

A社B事業所に昭和18年4月から勤務しているが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。ところが、私と氏名及び生年月日が酷似し当該事業所での被保険者記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳が発見された。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録では申立人と氏名及び生まれた月が酷似する（「F」が「G」、「H月」生まれが「I月」生まれとなっている。）とともに、A社B事業所において昭和19年6月1日資格取得、21年3月1日資格喪失との記載がある者の記録がある上、当該被保険者台帳と氏名、生年月日及び当該事業所の被保険者記録が一致するオンライン記録があり、これらは基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。

また、C社D部E事業所が保管する「人事記録」及び、複数の同僚の供述により、申立人は申立期間にA社B事業所に勤務していたことが推認できる。同部E事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届には、上記被保険者台帳と氏名及び生年月日が一致し、資格取得日が昭和19年6月1日と記載されている上、申立人が所属していた部署のゴム印が押印されていること、申立人が名前を挙げた一人の同僚及び連絡先を把握した二人の同僚

が「申立人と同姓同名の者はいなかった。」と供述していることを踏まえると、上記の未統合記録は申立人のものであると判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社B事業所において、厚生年金保険被保険者資格を昭和19年10月1日に取得し、21年3月1日に喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和19年10月から同年12月までは30円、20年1月から21年2月までは60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を平成8年4月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から同年11月1日まで
② 平成8年11月1日から9年3月ごろまで

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が28万円に引き下げられているので訂正してほしい。

申立期間②については、A社に平成9年3月ごろまで勤務していたのに、社会保険事務所の記録によると、8年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることになっているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の9年3月24日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額（平成8年4月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円）が、8年4月1日までさかのぼって28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所の設立当初は取締役であったことが確認できるものの、i) 申立人は、平成8年8月31日付けで取締役を退任していること、ii) 社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は同年11月1日であり、適用事業所に該当しなくなる前に被保険者資格を喪失していること、iii) 申立人と一緒に勤務していた同僚が、当該事業所の退職の理由として、給与の

未払い及び立替金の不払いを挙げていること、iv) 申立人も、平成8年12月ごろからの給与は未払いであると述べていること、v) 申立人の当該事業所における仕事内容は、申立人の供述から一般的な従業員としての仕事であったと考えられることから判断すると、申立人は、^{そきゅう}遡及訂正が行われた9年3月24日には、当該届出に関する権限を有しておらず、^{そきゅう}遡及訂正について承知していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成8年4月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が、平成8年11月1日以降もA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年11月1日となっており、当該資格喪失日が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は無い上、申立人は、引き続き健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成8年12月ごろからの給料は未払いになっている。」と述べていることから、申立期間②に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録においても、申立期間②における被保険者記録は存在しない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月20日に、資格喪失日に係る記録を同年6月16日とし、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月20日から同年6月16日まで
申立期間については、B船に乗船していたことを示す船員手帳があるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録及び複数の乗組員の供述により、申立人が申立期間において、B船のC職として乗船していたことが認められる。

また、当時の乗組員に照会したところ、複数の者が、「B船には、6人が乗っており、申立人はC職であった。」と述べているところ、社会保険事務所の同船に係る船員保険被保険者名簿には、申立人を除く5人の氏名のみが記載されており、その職務は、D職及びE職であることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間前後の昭和43年4月1日から同年6月18日までの期間及び48年4月1日から同年6月25日までの期間において、申立期間と同様、当該船舶にC職として乗船し、船員保険に加入していることが確認できることから、申立期間のみ船員保険に未加入とされていることは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の昭和43年4月1日から同年6月18日までの当該船舶における標準報酬月額がC職とD職が同

一等級とされているため、申立期間に乗船していたD職に係る社会保険事務所の記録から判断すると、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについては不明であるが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月から同年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月31日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年10月1日まで

昭和45年7月にA社B店から同社C本社に転勤を命じられ、転勤してすぐにC本社が新たに設立する子会社のD社の設立準備及び同社が軌道に乗るまでの応援を行ったが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間前後においてE社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、いずれも、「当時、申立人はA社B店から同社C本社に転勤したことを記憶しており、同社本社がC市内で子会社を新設することも聞いていた。」と申立人の主張を裏付ける供述を行っていることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる（昭和45年7月31日にE社からA社に異動）。

また、申立人は、「A社C本社がD社を設立するに当たり、同社B店の店長が、自分よりも先に同社C本社に転勤した。」と供述しているほか、前述の被保険者のうち一人も、「当時、C市内での子会社の設立に当たって、申立人のほかA社B店の店長もC本社に転勤した。」と当該供述を裏付ける供述を行っているところ、社会保険事務所の記録によると、当該B店長であった者は、E

社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和45年4月1日に、A社で同資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年10月1日に同社で同保険の被保険者資格を取得しているとともに、同日以前にA社のB店以外の支店で同保険の被保険者であったことが確認できる者2人は、いずれも、同社の他の支店で厚生年金保険被保険者資格を喪失した日にA社で同資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、A社では、子会社であるD社の設立のために支店から転勤させた者について、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間についてはA社C本社で同保険に加入させる取扱いがあったものとするのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE社に係る昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成14年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの回答が得られないことから確認することができないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和56年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月1日から42年6月1日まで
② 昭和42年11月10日から43年3月1日まで
③ 昭和43年9月1日から45年8月1日まで
④ 昭和50年9月1日から51年10月1日まで
⑤ 昭和56年7月1日から同年8月1日まで
⑥ 平成5年7月1日から同年9月1日まで
⑦ 平成10年6月16日から同年10月16日まで

申立期間①は、昭和39年7月から42年5月末まで父親が経営していたB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和42年6月から43年2月末まで父親が知人と設立したC社に父親の勧めで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和43年3月から45年7月末まで父親が経営していたD社に父親の指示で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。自分は、E駅前のF商業施設にかかるG事業に当たって同社が行ったH業務にI課長として従事しており、当該作業が43年12月ごろから44年5月ごろまでかかったため、申立期間③において同保険に加入していないとは考えられない。

申立期間④は、父親が亡くなったため、昭和45年8月から51年9月末まで再びB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。実

家が所有していた史跡を、文化庁に買い上げてもらう手続を行ったのが 50 年であったので、申立期間④には確かに同社に在籍していた。

申立期間⑤は、昭和 51 年 12 月から 56 年 7 月末まで長兄の紹介で A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には、自分をはじめ同社の J 部門の従業員が独立して設立した K 社に移るまで継続して勤務していた。

申立期間⑥は、昭和 56 年 8 月から平成 5 年 8 月末まで前述の K 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑦は、平成 9 年 9 月から 10 年 10 月まで L 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の「当時、自分をはじめ A 社の J 部門の従業員が独立して K 社を設立した。」とする供述、及び社会保険事務所の記録により、A 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者がこの経緯を裏付ける供述を行っているとともに、このうち K 社においても同保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「申立人は A 社 J 部の所属であり、申立期間⑤においても継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間⑤において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に A 社及び K 社の両事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 6 人のうち 5 人は、いずれも両事業所における同保険の加入記録が継続している上、このうち二人は、申立人が K 社で同保険の被保険者資格を取得した昭和 56 年 8 月 1 日に A 社で被保険者資格を喪失し、同日に K 社で被保険者資格を取得したことが確認できる。

この一方で、当該 6 人のうち他の一人は、社会保険事務所の記録によると、両事業所における厚生年金保険の加入期間の間に空白があるものの、同人は申立人及び上述の被保険者とは異なり女性である上、A 社における被保険者資格喪失日も申立人より 1 か月早い昭和 56 年 6 月 1 日であるほか、その所在も不明であるため、当該空白期間における勤務状況等についても確認することができないことから、当時、A 社から K 社に異動するに当たって、A 社における同保険の被保険者期間を早く喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和56年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①及び④については、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和51年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①において事業主であった申立人の父親及び申立期間④において事業主であった申立人の兄は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、前述の申立人の兄は、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、昭和38年4月から平成4年9月まで国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、申立人が両申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①においては当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立期間④については昭和50年9月1日から同年12月21日までの3か月間のみ当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる一方で、同日以降は同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人の所在は不明であることから、申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は前述の同僚を除けば一人だけであるところ、同人は既に死亡しているほか、申立期間④において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者も前述の同僚を除けば申立期間①とは別の一人だけであるところ、同人は所在が不明であることから、これらの者からも申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができず、ほかに申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

一方、申立人は、「実家が所有していた史跡を、文化庁に買い上げてもらう手続を行ったのが昭和50年であったので、申立期間④には確かにB社に

在籍していた。」と主張するが、親族の資産の処分に関与したか否かは、当該事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況には関係が無いと考えられる上、当該史跡の現在の管理団体であるM市(当時のN町)教育委員会に照会したところ、「申立人の父親が所有していた史跡は、昭和50年ごろ競売に付されて、O町の住民が落札したが、その後、当時のN町に文化庁から補助金が交付されることとなったので、51年12月に、同町が同人から買い取り、現在に至っている。」との回答があったことを踏まえると、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、両申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、C社は昭和42年11月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当該事業所で同保険の被保険者であった者は、いずれも、同日以前に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所の事業主であったとする者及びその息子が常務であったとする者は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった昭和41年10月1日から42年11月10日まで当該事業所で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認された4人に照会したところ、回答があった二人は、いずれも、「C社は、昭和42年11月に倒産しており、従業員はこの時点ですべて解雇となった。」と供述している上、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、41年9月20日に、申立人の父親とともに当該事業所の取締役就任したことが確認できることを踏まえると、当時、申立人は、当該事業所の倒産について承知していたものと考えるのが妥当であり、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③については、社会保険事務所の記録によると、D社は昭和45年12月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主であった申立人の父親も既に死亡していることから、申立人の勤

務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で申立期間③のすべてにおいて厚生年金保険の被保険者であった者は一人だけであることが確認できるところ、同人は既に死亡しているほか、申立期間③の一部において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された7人に照会したところ、回答があった3人から、申立人が申立期間③において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった上、このうち一人は、「D社は、労働争議（P職によるストライキ）が激しくなった昭和43年ごろから会社として機能しなくなり、給料も支払われなくなったため、個人で資材を売って歩いて収入を得ていた。そうした中で従業員も次々に辞めていった。」と供述しているとともに、他の一人も、「労働争議は以前からあったが、昭和43年にはさらに激しさを増し、株主も嫌気がさして会社を倒産させることになった。別会社を作るという話もあり、自分も誘われたが断った。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立人は、「当時、E駅前のF商業施設にかかるG事業に当たってD社が行ったH業務にI課長として従事しており、当該業務が昭和43年12月ごろから44年5月ごろまでかかったので、申立期間③において厚生年金保険に加入していないとは考えられない。」と主張するが、E商工会議所に照会したところ、「F商業施設の開店は昭和43年6月1日である。」との回答があったことを踏まえると、当該業務は昭和43年6月1日以前に既に完了していたものと考えられることから、申立人の主張は不自然である。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑥については、社会保険事務所の記録によると、K社は平成8年3月8日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主であった申立人の兄も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所の常務であったとする者及びQ部長であったとする者に照会したものの、申立人が申立期間⑥において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間⑥において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、生存及び所在が確認された4人に照会したものの、申立人が申立期間⑥において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間⑥において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、平成5年6月30日に当該事業所の取締役を辞任していることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と合致する。

その上、申立期間⑥に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

6 申立期間⑦については、L社に照会したところ、「当社が保管する資料によれば、申立人の退職日は間違いなく平成10年6月15日であることから、社会保険庁の記録は正しい。」との回答があったとともに、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成10年6月16日として届け出たことが確認できるとともに、同社が保管する申立人の源泉徴収票により、申立人の退職日が同年6月15日であったことが確認できる。

また、R厚生年金基金及びS健康保険組合に照会したところ、申立人の同基金及び同健康保険組合における資格喪失年月日は、いずれも、平成10年6月16日であるとの回答が得られ、これは、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と合致している。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における離職日は、平成10年6月15日であったことが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等を確認することができないほか、社会保険事務所の記録により、申立期間⑦において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、生存及び所在が確認された6人に照会したものの、申立人が申立期間⑦において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間⑦において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

なお、申立期間⑦に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1340

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年4月から14年3月までは32万円、同年4月から15年3月までは38万円、同年4月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から15年9月1日まで

A社に在籍した全期間について給与明細書を保管しているが、社会保険庁の記録を確認したところ、平成13年4月から15年8月までの標準報酬月額が相違している。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成13年4月から14年3月までの期間については32万円、同年4月から15年3月までの期間については38万円、同年4月から同年8月までの期間については34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても協力が得られず、当該保険料を納付したか否かについて不明であるが、給与支給明細書において確認できる報酬月

額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成13年4月から15年8月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで
A社に平成5年3月31日まで勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成5年3月31日となっているとの回答であった。

当該事業所に月末まで勤務したのは間違いなく、給与から平成5年3月分の厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、平成5年3月31日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌日の同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所B工場において経理事務を担当していた同僚は、「当時、A社B工場では、従業員の退職日を月末の前日とし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を月末として、同社C本店を経由し、社会保険事務所に届けていた。」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録から平成3年1月から14年9月までの期間に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚40人の

厚生年金保険被保険者資格の喪失日を見ると、月末日の資格喪失者が 19 人、次いで月末日以外の月途中の資格喪失者が 11 人、月初の 1 日の資格喪失者が 10 人となっており、資格喪失者の約半数が申立人と同じ月末が資格喪失日となっていることが確認でき、これは先述の当該事業所 B 工場の経理担当者の供述と符合する。

加えて、社会保険庁の記録から、平成 3 年 1 月から 14 年 9 月までに当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を月末に喪失している同僚 14 人に照会したところ、うち 7 人から回答を得たが、これら同僚は、当該事業所の退職日を記憶していないとする二人を除き、残りの 5 人は、いずれも当該事業所には月末まで勤務したと回答している上、うち一人からは、「給与が月末締め翌月 15 日支給であったため、月末日まで勤務したことを記憶している。」と供述しているほか、別の一人からは、「当該事業所から平成 3 年の 7 月いっぱい定年退職するよう言われたため、同年 7 月 31 日まで勤務した。」との供述があった。

その上、申立人及び当該事業所において月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚二人の計 3 人は、金融機関が保管する預金取引明細書によると、当該事業所を退職した月の分の給与支給額と前年同月分の給与支給額は、ほぼ同額となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における平成 5 年 2 月の社会保険庁のオンライン記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 5 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 5 年 3 月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和40年5月1日から同年11月1日まで

昭和34年から42年までの毎年、夏期間について、A社施設のB業務担当として勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の前後の年の夏期間については加入記録が確認できるが、申立期間については確認できないとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両申立期間において、A社施設のB業務担当として勤務していたことが認められる。

また、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①の前年の夏期間及び申立期間②の翌年と翌々年の夏期間について、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるが、複数の同僚は、「申立人は、A社所有施設のB業務専門の従業員として、毎年、夏期間に勤務しており、両申立期間及びその

前後の年度の勤務において、業務内容及び勤務形態に変わりは無かった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、両申立期間について、昭和 42 年 7 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格の取得とみられる原因により、国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。

加えて、申立人と一緒に当該事業所施設に勤務していたとされる期間雇用者の唯一の同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において、申立期間を含む昭和 36 年から 58 年までの毎年、夏期間について、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢の近い同僚の標準報酬月額及び申立人に係る A 社における昭和 41 年 4 月の社会保険事務所の記録から判断すると、いずれも 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類が残されていないため、これを確認できないことから不明としているが、両申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 5 月から同年 10 月までの期間及び 40 年 5 月から同年 10 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月16日から同年8月16日まで

昭和31年1月からD県庁職員として勤務していたが、48年4月からA社C支所に出向し、出向期間中は、厚生年金保険と地方公務員共済組合に加入していた。同支所には50年8月15日までE課長として勤務し、翌16日にD県庁に戻ったが、同支所での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月16日となっており、申立期間の被保険者資格が無い。

申立期間は、継続して同支所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係るA社の人事記録、B社の供述、及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、D県庁からの出向者として、A社C支所に昭和48年4月1日から50年8月15日まで継続して勤務し、同月16日にD県庁の職員に復帰したことが認められる。

そして、申立人の後任者として、D県庁から出向した者について、同人の人事記録をB社に照会したところ、「申立人の後任者は、昭和50年8月16日にE課長に命じられ、53年8月31日に職員を免ずると記録されている。」と回答しているところ、社会保険事務所の記録から、同人はA社C支所における厚生年金保険被保険者として、昭和50年8月16日に資格取得し、53年9月1日に資格喪失していることが確認でき、B社の回答と一致していることから、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和 49 年 10 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、近所の奥さんが特例納付のことを教えてくれたので、昭和36年4月から申立期間までを含め、53年2月ごろ40数万円を納付した。領収書等は受け取ったと思うが、全く記憶に無く関係資料も無い。加入手続はどこで行ったかも記憶に無い。

未納期間は無いものと思っていたのに、申立期間の4年間も未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間を含め40数万円を特例納付し、未納期間を解消したと述べているが、申立人が資格取得した昭和36年4月から申立期間までを含めた13年分を、53年7月から実施の第3回特例納付により納付した場合の保険料額は62万4,000円となり、申立人の供述する金額とは大幅に相違している。

その一方で、申立人が供述する納付金額は、納付済期間として記録されている昭和36年4月から45年3月までの9年分を特例納付した場合の保険料額(43万2,000円)と一致している上、申立人は、国民年金に加入したとみられる53年2月の時点で、60歳に到達するまでの期間、過年度納付及び現年度納付により遡^{そきゅう}及納付が可能であった期間及び合算対象期間として行政が認識していたと考えられる期間を合計すると、受給資格を得るために約9年分の保険料納付が必要であったために、45年3月までの期間を特例納付した可能性

がうかがえる。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年1月までの期間及び同年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から46年1月まで
② 昭和46年4月から49年3月まで

私は、昭和41年7月に会社を退職し、その後は実家に戻らず地方を転々とする放浪生活をしてきたが、A市に居住を始めた42年1月ごろ、父親に手紙を送ったところ、その返信の手紙には、私の国民年金の加入手続を行うことと保険料の納付をしておく旨の内容が書かれてあったことを記憶している。また、そのことを契機に、私は、実家に仕送りするようになった。

申立期間の国民年金保険料は、私の両親が納付してくれていたはずであるので、その事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろ、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はその両親が納付してくれていたと主張しているが、i) 申立人自身は国民年金の加入手続等に関与していないこと、ii) 申立人の両親は既に亡くなっていること、iii) 申立期間のうち、一時期その両親と同居していた二人の兄も既に亡くなっていること、iv) 申立人の兄の妻も申立期間当時の記憶が無いことから、申立人の国民年金の加入状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から平成6年5月ごろに払い出されたものと推定できることから、その時点で、申立人は国民年金に加入すると同時に、申立人がB社を退職した昭和41年7月までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されたものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時点(平成6年5月ごろ)では、申立期

間に係る国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1344

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 4 月 26 日まで

申立期間は、A社に勤務し、月 65 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 15 万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 11 年 6 月 16 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（当時の厚生年金保険の最高等級である 59 万円）が、9 年 7 月 1 日までさかのぼって 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の代表取締役である上、申立人及び申立人の父親である代表取締役会長は、申立期間当時、多額の債務があり資金繰りも悪化したことから、当該事業所を任意整理したとしていること、ii) 申立人は、社会保険関係事務は事務員に任せていたとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事務員は申立ての記録訂正が行われた時点を含む平成 10 年 8 月 1 日から 13 年 8 月 11 日までの期間において、当該事業所とは別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる上、複数の同僚は、会社印は代表取締役会長及び申立人の二人が管理していたと供述していること、iii) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険被保険者二人のうち申立人のみ標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正がされていることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の訂正に係る届出に関与

していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月 30 日から 35 年 1 月末まで A 省 B 機関の C 課に非常勤職員として勤務し、その後正職員に任用されたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 省 B 機関が保管している人事記録及び同僚の供述により、申立人が当該事業所の臨時作業員（非常勤）として昭和 34 年 3 月 30 日に採用され、申立期間に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所では、人事記録は保存しているものの、申立期間当時の社会保険に係る資料は既に廃棄していることから、申立人の厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち二人は、当該事業所の人事記録により昭和 34 年 6 月 1 日に非常勤職員として採用され、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、他の一人は、33 年 2 月 18 日に非常勤職員として採用されているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に、採用の翌月である同年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が採用された昭和 34 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 4 人は、いずれも同年 3 月 11 日以前に資格を取得しており、複数の同僚は「当時、非常勤職員の給与は月に 2 度支給（上期と

下期)され、厚生年金保険料は当月の上期の給与から控除されていたと記憶している。」と供述している上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人は34年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した当該事業所の同僚16人と連番で年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

このことから、当時、当該事業所では、一定の基準日を設け、その日以降に採用した非常勤職員は翌月の1日付けで厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①の昭和 33 年 7 月から 36 年 4 月末までの期間及び申立期間②を含む 38 年 1 月から同年 7 月までの期間 A 社 B 事業所に勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務していた証明として「C 業務従事証明書」を提出するので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社 B 事業所（厚生年金保険の適用事業所の名称は、A 社 D 出張所）は、昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①及び申立期間②の一部について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が保管する当該事業所とは別の事業所が昭和 62 年 10 月に発行した「C 業務従事証明書」には、申立人が両申立期間に当該事業所に勤務した旨の記載が確認できるものの、当該事業所の本社である A 社では、「保管されている当時の正社員に係る人事記録には申立人の名前が記載されていない上、同社 D 出張所は既に廃止され、当該人事記録のほかに当時の資料が保存されていない。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 11 人のうち 4 人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、連絡の取れた 3 人のうち二人は、「別の事業所において申立人と一緒に勤務したが、当該事業所において一緒に勤務した記憶は無い。」とし、他の一人は、

「申立人を幼少のころから知っているが、当該事業所で一緒に勤務した記憶は無い。」と供述しており、申立人の両申立期間における勤務実態等について供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、当該事業所において両申立期間当時、厚生年金保険の加入記録がある同僚 11 人に照会したが、このうち一人は「申立人と当該事業所の同じ組で一緒に勤務したが、その時期は覚えていない。」としており、他の同僚は両申立期間において当該事業所で申立人と一緒に勤務した記憶が無い上、当時の所長は「申立期間①当時、現地採用者は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除してなかった。」としており、同僚の一人は「両申立期間当時は、組合健康保険には加入していたが、厚生年金保険の適用は無く、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

その上、申立人が両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立期間②について、複数の同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる以前に、当該事業所に隣接する A 社 E 出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する同社 E 出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 7 年 12 月 1 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月給 50 万円の役員報酬（給与）を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 30 万円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めているA社は、平成 7 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（50 万円）が、6 年 1 月 1 日までさかのぼって 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の決算報告書及び申立人の源泉徴収票により、申立人の申立期間に係る給与はおおむね 50 万円であり、ほぼ報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は、当該事業所の代表取締役であり、申立期間当時、保険料を滞納していたとしていること、ii) 当時の同僚は、社会保険関係の事務は代表取締役である申立人が担当していたと供述しており、申立人も社会保険事務所への届出は自分が行っていたとしていること、iii) 社会保険事務所の記録によると、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者 3 人のうち申立人のみ標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正がされていること、iv) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる際に関わったとする税理士は、申立期間に係る社会保険関係の届出書の作成には携わっておらず、会社印は申立人が管理していたと供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の訂

正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 45 年 4 月まで
昭和 43 年 1 月から 45 年 4 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について照会したが、当時の資料が保存されていないとして、申立ての事実に関する関連資料等を得ることができなかつた上、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は申立人について記憶に無いとしており、他の一人は既に死亡していることから申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録から、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚 18 人に照会したが、このうち二人は申立人と同姓の同僚が当該事業所に勤務していたと供述しているものの、名前及び勤務期間についての記憶は無い上、他の 16 人は申立人を記憶していないことから、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない上、申立期間中の昭和 43 年 4 月 20 日から同年 11 月 13 日までの期間に当該事業所とは別の事業所において雇用保険の加入記録が確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、前述の申立人の雇用保険の加入記録が確認できる別の事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から30年5月まで

昭和27年7月から30年5月まで、A社B支店C営業所に勤務していたが、社会保険庁から申立期間について厚生年金保険の記録が無い旨の回答があった。

年金証書は紛失したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人がA社B支店C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社D支店に照会したところ、「A社B支店で保管している、昭和28年以降の厚生年金保険被保険者資格喪失届を調べたが、申立人の名前は無かった。ほかに申立人が勤務していたかどうかを確認することができる資料は無く、不明である。」と回答している上、A社健康保険組合に照会した結果でも、「当時の資料は廃棄されているため、不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等については確認することができなかった。

また、申立人がA社B支店C営業所で一緒に勤務していたとする同僚3人及び申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚22人の計25人に照会したところ、20人から回答があり、このうち回答者本人が入社時期を記憶している16人については、自身が記憶している入社日から5か月から2年6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち事務職の一人は、「当時は、採用時にはすべて臨時社員として採用されており、自分も入社当初は日雇いの臨

時社員であった。臨時社員は厚生年金保険には加入させてもらえず、給与から厚生年金保険料を控除されることも無かった。E職で採用となったF業務担当の人たちは、2年も3年も正社員になることはできず、厚生年金保険にも加入させてもらえなかったはずだ。」と供述しているほか、F業務担当であった一人は、「当時、正社員になるまでには、3年から4年かかり、その間は臨時雇いであった。厚生年金保険には、正社員になってから加入した。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、臨時社員として採用した者について、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は記載されていない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 57 年 3 月まで

社会保険事務所にA社における申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は無いと回答であった。

しかし、同じ条件で働いている仲間に厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけこれが無いのは不自然である。健康保険証も会社からもらった記憶があり、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に関するA社の回答及び同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る事業主の届出について照会したところ、「新規採用者については、最低でも3か月間は試用期間として定めていたので、その期間は厚生年金保険に加入させていないし、保険料も控除していないと思う。また、その後厚生年金保険に加入させたかどうかは、当時の資料を紛失したので分からない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚で所在が確認できた4人に照会し、3人から回答を得たところ、そのうち二人は「時期及び期間は分からないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、厚生年金保険には、それぞれ採用されてから2か月、1年後に加入していると供述している。

さらに、当該事業所の社会保険事務担当者は「申立期間当時は短期間のアルバイトもおり、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と

供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚5人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録があるのは二人だけであることから、事業主は、一部の従業員についてのみ厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 25 日まで

社会保険事務所の記録では、A社での厚生年金保険の加入記録が無いことになっているが、申立期間は同社においてB業務担当として働いていた。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の健康保険事業所別被保険者原票の記録、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社には、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所である「A社」と、これとは別に健康保険のみ適用の事業所「A社C部」が存在し、申立人は「A社C部」の被保険者であることが健康保険被保険者原票で確認できる上、事業主は、「申立期間当時は、事務所に所属していた事務職員については厚生年金保険に加入させていたが、これ以外のB業務担当従業員等は、健康保険のみ加入させており、健康保険料を控除していたが、厚生年金保険料は控除していなかった。すべての従業員を厚生年金保険に加入させるようにしたのは、昭和 49 年 10 月以降である。」と供述している。

また、申立人が申立期間と一緒にB業務担当として働いていたとして名前を挙げた同僚二人についても、健康保険の加入記録は確認できるものの、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は無く、このうち所在が確認できた一人に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同時期に入社し、申立期間において健康保険のみの加入記録があり、後に厚生年金保険の加入記録がある同僚二人に照会したところ、

一人から回答があり、「申立期間当時は、一部の社員を除いて健康保険のみの加入であったので、年金については、会社の国民年金納付組織に加入し、国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険に加入したのは昭和49年10月からであった。」と供述している。

加えて、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所「A社」における申立期間前後に資格取得した者の被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、一方、健康保険整理番号にも欠番が無い上、当該事業所が保管している「厚生年金加入者名簿」にも申立人の氏名は確認できない。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月 2 日から 47 年 6 月 1 日まで

平成 20 年の秋ごろに送付されたねんきん特別便では申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかった。社会保険事務所で確認したところ当該期間は脱退手当金が支給されているとの回答であったが、私は、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和 47 年 12 月 27 日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には「氏名変更届 48. 1. 9」との記載がある上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は旧姓から新姓に変更されており、欄外に「48. 1. 10」と刻印されていることを踏まえると、脱退手当金の支給に伴い氏名変更の処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年1月1日まで

昭和21年4月1日にA社に採用となり、B事業所に勤務していた。同社が解散となったため、22年9月29日退職、同月30日にC事業所に採用となった。

社会保険事務所に照会したところ、A社の厚生年金保険の加入期間は昭和22年1月1日から同年9月30日までとの回答をもらった。しかし、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認識しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社の採用辞令及び履歴書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和22年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち一人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、他の二人は当該事業所で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できず、このうち申立期間において記録が確認できない一人は、「昭和21年4月1日から22年9月29日までA社D事業所に勤務し、同年9月30日からB事業所勤務となった。A社は同年9月29日で閉鎖されたが、事業所と仕事はそのまま残り、E省管轄のC事業所に所属が変わった。申立人とは同年9月30日から23年ぐらまで一緒に勤務していた。A社の採用辞令を保管しており、同辞令において21年4月1日採用となっている。同社では試用期間は

無かったと思うが、当時の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と供述しており、当該同僚について、申立人と同様に採用となった時期から9か月後の昭和22年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、この者からは、厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、回答があった5人のうち一人が申立人のことを記憶していたが、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できない上、5人のうち一人について、自身が記憶する採用となった時期から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の取得日は昭和22年1月1日となっている上、厚生年金保険被保険者台帳索引簿から、A社で払い出されたことが確認できる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 42 年 8 月まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 27 日までの期間について、A社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、他の二人は当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない上、連絡の取れた一人は、「申立人はB職として勤務していたが、勤務していた時期については分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 8 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち二人は、「申立人はB職として勤務していた。」と供述しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかった上、回答があった者のうち一人は、自身が記憶する入

社時期から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、当該事業所で交付を受けた厚生年金保険被保険者証を、C社に入社した時に提出した記憶があると述べているところ、社会保険事務所の記録によると、C社での申立人の厚生年金保険被保険者証の記号番号は新規番号で払い出されていることが確認できる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1355

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務し、月額 50 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 28 万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 2 月 21 日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（50 万円）が、5 年 2 月 1 日までさかのぼって 28 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険料を滞納しており、平成 7 年ごろに社会保険事務所による差押えを受けた。」と述べており、社会保険事務所の記録により、申立人と同じ平成 7 年 2 月 1 日に当該事業所の厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる者は、「当該事業所は、平成 5 年ごろ不渡りを起こし、そのころから資金不足に陥っていた。各請求の支払いが滞っていたため、社会保険料に関しても差押えが行われたと思う。」と述べている。

また、申立人は、「社会保険事務所で保険料の分割納付について相談したが、結果については明確に覚えていない。保険料は、会社の土地を売り、利息を含めてすべて支払った。」としているものの、申立人は、当該事業所が社会保険料を滞納していたことを認めており、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責

任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1356

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所の記録によると、A社で勤務していた期間のうち、昭和 36 年 8 月 1 日より前の記録は作業員ではなく一般になっている。
申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を「作業員」（第3種被保険者）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、平成 16 年 6 月 30 日に解散していることから、清算人に照会したところ、「自分が代表取締役になったのが昭和 57 年なので、それ以前のことは資料も残っておらず、当時の代表取締役も死亡しているので、申立人の厚生年金保険加入状況は分からない。」と回答している。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を 17 人挙げているが、姓しか記憶に無いため 11 人は本人を特定できず、特定できた 6 人の申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、一人は第3種被保険者となっているが、他の 5 人は第1種被保険者となっている。

さらに、社会保険事務所の記録から、昭和 32 年 4 月から 35 年 5 月までの期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 159 人の資格記録を確認したところ、第1種被保険者から第3種被保険者に種別を変更している者が 46 人（申立人を含む。）存在するが、46 人全員の種別変更日は申立人と同じ 36 年 8 月 1 日となっている。

加えて、前述の 46 人の標準報酬月額を確認したところ、第3種被保険者に

種別変更した昭和 36 年 8 月 1 日以降は標準報酬月額が大幅に上昇している。

以上の事実によれば、これら 46 人は、昭和 36 年 8 月 1 日から第 3 種被保険者（作業員）としての勤務を始めたと考えるのが合理的である。

なお、申立人の同僚は、ほとんどが死亡等により所在が確認できず、所在が確認できた一人に照会したが、厚生年金保険の加入状況に関する供述は得られず、申立人も、申立期間に第 3 種被保険者としての厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 2 日から 43 年 4 月 1 日まで
申立期間については、A社B事業所で期間雇用者として交代制でC業務を担当していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社B事業所発行の身分証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務の終期は特定できないものの、申立人が昭和42年12月2日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成8年7月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、事業を継承しているD社に照会したが、申立期間当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる3人に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人が厚生年金保険に加入していたことを確認できる供述は得られない。

また、申立人が当該事業所において一緒に勤務し退職も同じであったという二人の同僚についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間のう

ち昭和 43 年 2 月から同年 3 月まで国民年金に加入し保険料を納付している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 14 日から 38 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 31 日から同年 8 月末ごろまで

申立期間①については、昭和 32 年 5 月 1 日から A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。

申立期間②及び③については、昭和 37 年 6 月 14 日から 41 年 8 月末ごろまで C 社（現在は、D 社）に勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者資格記録では、38 年 5 月 1 日取得で 41 年 7 月 31 日喪失になっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社に照会したが、当時の関係書類は保存されていないため、同社における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人が一緒に勤務していたという 3 人の同僚も所在が確認できないことから、申立期間当時の事情を聴取できないが、そのうち、申立人と同時期に入社し、同じ仕事をしていたという同僚の社会保険事務所の記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 32 年 10 月 1 日になっている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 33 人（申立人を除く。）確認でき、そのうち所在が確認できた 7 人に照会したところ、3 人か

ら回答があったが、いずれも、申立人の名前に記憶は無い上、自身の記憶する入社日から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち一人は、「入社後2年から3年ぐらい試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入しておらず、給与からも保険料が控除されていなかった。」と述べていることから、事業主は採用後一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

- 2 申立期間②について、C社が保管していた厚生年金保険資格取得届によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和38年5月1日になっていることが確認でき、同社に照会したところ、「当時の給与台帳等が保管されていないことから、申立人の勤務実態等は分からないが、通常は3か月から6か月程度の試用期間があり、試用期間は厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を二人挙げているが、社会保険事務所の記録によると、いずれも申立期間②において、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格記録は確認できず、所在が判明した一人は、「勤務の時期及び期間の記憶も無く、厚生年金保険の加入状況も分からない。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立人の名前に記憶が無く、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、雇用保険の被保険者資格記録においても、当該事業所に係る申立人の取得日は昭和38年5月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者資格記録によると、当該事業所に係る離職日が昭和41年7月31日となっていることが確認できるが、C社が保管していた厚生年金保険資格喪失届によると、申立人の退職日は同年7月30日、資格喪失日は同年7月31日になっていることが確認できる。

また、当該届書は昭和41年8月12日に提出されており、備考欄に当該被保険者は退職後地方へ転居したため健康保険証を添付できない旨の記載が確認できることから、その時点で申立人は当該事業所に勤務していなかったと考えられる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人についても、社会保険事務所の記録によると、申立期間③において、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格記録は確認できず、そのうち一人は、申立人と同日の資格喪失日となっている。

加えて、当該事業所及び社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立期間③における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認

できる供述を得ることはできない。

- 4 すべての申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
- 5 このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 56 年にA社B支店に入社し、59年に退職するまで外務職員として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する、申立人に係る人事記録によると、「昭和 56 年 1 月 1 日職員登用、58 年 4 月 1 日嘱託編入、同年 5 月 1 日職員登用」と記載されており、申立人が申立期間において、嘱託職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所によると、「申立人が嘱託職員となったのは、営業成績により職員から嘱託職員へ雇用形態が変更となったためである。申立期間当時、嘱託職員は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の加入記録に空白期間が存在する者は 19 人（申立人を含む。）確認でき、そのうち、申立人と同じく外務職員として勤務していた者は、「自分も申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険の加入記録に空白期間があるが、この期間は営業成績が不振であったため、職員から嘱託職員へと雇用形態が変更となった時期である。当該期間は、基本給は支給されておらず歩合給のみであったため、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。」と述べており、当該事業所の回答を裏付ける供述を行っていることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、営業成績により嘱託職員へと雇用形態が変更した場合には、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる取扱いであったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者

名簿によると、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日に同保険の資格を喪失し、同年 5 月 1 日に同保険の資格を再取得したことが記載されており、その記載に不自然な点は見られない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 16 日から 57 年 11 月 1 日まで
給与の月額は、A社の社長と採用前に 26 万円と約束しており、退職まで約束どおりの額で支給されていたが、厚生年金保険の標準報酬月額がこれより低額になっており、給与額とかけ離れている。当時の資料は残っていないが、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、平成 14 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は残されていない。申立人と入社前に給与の話はしたが、金額が 26 万円であったかどうかは記憶していない。」と述べており、申立期間に係る申立人の給与額及び標準報酬月額等を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、経理を担当していた者は、「給与の総支給額から社会保険事務所の計算表を基にして保険料額を記入し、社会保険事務所に提出していた。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額を訂正した形跡は無く、オンライン記録とも一致していることから、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和 53 年 5 月 16 日に雇用保険の被保険者になっていることが確認できるが、当時、事業主が届け出た申立人の賃金月額は 14 万

5,000円であることが確認でき、この金額は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額（14万2,000円）に相当する。

その上、申立人は、「従業員の中では自分の給与が一番高かったはずだ。」と述べているところ、他の従業員の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額は高い金額となっており、他の従業員の標準報酬月額の推移を見ても、申立人の標準報酬月額に不自然さは見られず、他の従業員二人が記憶している自身の標準報酬月額についても、社会保険事務所の記録よりも低い額になっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1361

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 10 年 5 月 8 日まで

申立期間はA社に代表取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。当時、同社の経営状況に特に問題は無く、社会保険料の滞納も無かった。記録訂正に係る届出については、自分以外の誰かがやったのだと思うが、記憶に無い。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 5 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、同日に、昭和 63 年 6 月から平成元年 11 月までは 50 万円から 6 万 8,000 円に、同年 12 月から 6 年 10 月までは 50 万円から 8 万円に、同年 11 月から 10 年 4 月までは 50 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時、同社の経営状況に特に問題は無く、社会保険料の滞納も無かった。」と主張しているが、社会保険庁の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 5 月 10 日に当該事業所で同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者 8 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち 3 人は、いずれも、「当時、会社の経営状況は悪く、資金繰りには非常に苦労していた。」と供述しているほか、このうち一人は、「給与が遅れて支払われることがあった。また、高利の金融業者も時々会社に入出入りしていた。」と供述している上、商業登記簿謄本の記録によ

れば、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の約4か月後の同年9月24日にB地方裁判所による破産宣告を受けたことが確認できることを踏まえると、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、「記録訂正に係る届出は自分以外の誰かがやった。」と主張するが、前述の被保険者であった者4人のうち3人は、「申立人が、経理及び社会保険事務について管理、決裁を行っており、すべてを掌握していた。代表者印も申立人が保管し、勝手に使用することはできなかった。」と供述している上、このうち一人は、「事務担当者は他にいたが、社長の指示どおり事務を行っていただけで、社会保険の記録訂正についても社長が知らないということはある得ない。」と供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 11 日から同年 5 月ごろまで
昭和 28 年 4 月から 45 年 5 月ごろまで A 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みである。また、当社に昭和 45 年 3 月に入社した社員にも確認したものの、申立人が申立期間において勤務していた記憶は無いとしている。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人は、いずれも既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできなかったほか、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 38 人に照会したところ、回答があった 32 人のうち、申立人の勤務期間について供述が得られた 8 人のうち 5 人は、「申立人は昭和 45 年春に退社した。」と供述している上、他の 3 人からも、申立人が昭和 45 年 5 月まで当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立人は、「会社とはいろいろあって、昭和 45 年 3 月ごろから出社していなかったが、その後も在籍はしていたと思う。その後、会社の人から「会

社に戻ってほしい。」と何度も自宅に来たほか、社長夫人も何度も自宅に来て、同年の夏には庭の草むしりを手伝ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人が昭和45年3月の時点で既に当該事業所を退社していたか、又は退社したものとして取り扱われていたことがわかる。

加えて、申立人は、第三者委員会への申立てに先だって、社会保険事務所に対し、申立期間について当該事業所とは異なる「B社」で厚生年金保険被保険者加入期間照会を行っていることを踏まえると、申立人の申立期間における勤務先に係る記憶は明確なものとは言い難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1363

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで
申立期間は、A社に代表取締役として勤務し、平成 12 年 10 月から 13 年 2 月までは月額 50 万円、13 年 3 月から 14 年 2 月までは月額 30 万円の役員報酬を受給していたが、社会保険事務所の職員から、当該期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていることを知らされた。
社会保険庁の記録は誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、当該事業所は、平成 14 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年 3 月 20 日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 12 年 10 月から 13 年 2 月までの期間については 50 万円から 9 万 8,000 円に、13 年 3 月から 14 年 2 月までの期間については 30 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の供述及び社会保険事務所が保管している当該事業所に係る滞納処分票の記録から、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）及び厚生年金保険適用事業所全喪届（以下「全喪届」という。）の提出について、「自分で手続を行ったかどうか記憶していない。」としているが、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなると同

時に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年3月ごろ、申立人が従業員全員を集め、泣きながら当該事業所が厚生年金保険から脱退する旨の説明を行った。」と供述している。

さらに、当該事業所の給与計算事務等を受託していたB会計事務所からは、「当該事業所の給与計算では、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年2月分の給与から、厚生年金保険料の控除をやめている。給与計算に係る打合せは事業主である申立人と行っており、当事務所が、事業主からの指示も無く、勝手に厚生年金保険料の控除をやめるはずがなく、事業主である申立人から厚生年金保険料の控除をやめる連絡があったはずである。申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを当然承知していたと思われる。」との回答があった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の喪失届及び当該事業所の全喪届の処理日は共に平成14年3月20日となっており、これは申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理が行われた年月日と一致する。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る滞納処分票の記録から、申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理が行われた平成14年3月20日の前日に、社会保険事務所の職員が事業主である申立人と面談していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月ごろから同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年 5 月ごろに、A 社（現在は B 社）C 支社に入社した。

同社での仕事の内容は、主に D 業務で E 業務及び F 業務も行ったが、昭和 44 年 3 月ごろ、アイスバーンとなった道路で自転車に乗っていた男性と私が乗っていた社用車が接触して人身事故となったため、責任を感じて同年 3 月 31 日に退社した。

しかし、厚生年金保険の加入記録は、昭和 43 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの 1 か月しかなく、納得できないので両申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の直属の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において B 社 C 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚等 5 人及び社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚一人の合計 6 人に照会したところ、全員から回答があったが、申立期間①当時、F 部主任で直属の上司であった者は「申立人は、昭和 43 年 5 月に入社後、同年 9 月に正社員になった。」と供述しており、F 部次長であった者も「当該事業所においては、D 業務を含む技術系の採用者は試用期間があったと思う。」と供述している上、申立人の同僚で G 業務を担当していた者は「自分は、入社して 1 か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、申立期間①については、申立人は、試用期間であったため、給

与から厚生年金保険料は控除されていなかったと考えられる。

また、当該事業所では、申立期間①当時の関係資料は既に処分済みのため、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について不明と回答していることから、申立期間①における申立人の勤務状況等を確認することはできない。

加えて、申立期間①において申立人の雇用保険の加入記録は無く、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該事業所を退職する契機として「昭和44年3月ごろ、自転車に乗っていた男性と自分が乗っていた社用車が接触し人身事故となったため、責任を感じて同年3月31日に退社した。」と申し立てているが、当該事業所では、申立期間当時の関係資料は既に処分済みのため、申立人の申立期間②当時の勤務状況について不明と回答していることから、申立期間②において申立人が当該事業所に勤務していたか否か確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚等5人及び社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚一人の合計6人に照会したところ、全員から回答があったが、前述1の直属の上司及び同僚一人を除き4人は「申立人が、いつ当該事業所を退職したのか分からない。」と供述している上、直属の上司は「申立人が述べている事故は、自転車と社用車が接触した事故ではなく、申立人が通勤途上に、申立人の自家用車とH町(現在はI町)に住む人物が運転する小型トラックが接触して、申立人の車が大破した事故である。この事故については、自分ともう一人が立ち会って、相手方を会社呼んで示談交渉を行った結果、相手方が申立人に示談金を一括して支払うことで示談が成立し、申立人は、示談金を受け取るとすぐに退社した。会社で行った示談交渉は、まだストーブが取り付けられていなかったと記憶しているので、冬場ではなく、秋ごろであったと思う。」と供述しており、申立人も示談したことを認めていることから、退職時期について申立人の主張は不自然であると言わざるを得ない。

さらに、申立期間②において申立人に雇用保険の加入記録は無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで

申立期間当時、A 県 B 事業所に臨時職員として継続して勤務し、10 か月ごとに雇用契約を更新していた。当時の雇用契約は、短期と長期に分かれていて、私は、長期の契約で保険証も必ず受け取っていた。申立期間において厚生年金保険の加入記録は無いが、勤務していた事実は間違いないので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及び申立期間当時、正職員であった複数の者の供述から判断して、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間において A 県 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時、臨時職員については雇用期間が 2 か月の短期雇用（第 3 種）と 2 か月以上の長期雇用（第 1 種）に区分していた。短期雇用の場合、厚生年金保険、健康保険、雇用保険などの社会保険には加入させていなかった。申立人は、昭和 50 年 4 月から一時期に長期雇用の記録があるが、申立期間においては、53 年 7 月 3 日から同月 29 日まで短期雇用の記録しかなく、当然、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。しかも、i) 当該事業所から提出のあった申立人に係る昭和 53 年度臨時職員任用状況（第 3 種、写し）により、申立人は、53 年 7 月 3 日から同月 29 日まで A 県 B 事業所 C 課に勤務していたこと、ii) 申立期間において、申立人に雇用保険の加入記録が無いこと、iii) 社会保険事務所の記録から、申立人は、50 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで、当該事業所において厚生年金保険の加入記録があるとともに、雇用保険の加入記録も当該事業所における資格取得日が 50 年 4 月 1 日、離職日が同年 6 月 30 日となっていることが確認

できる。

また、申立人が記憶している同僚は「申立人とは昭和 50 年ごろから当該事業所で一緒に勤務し、申立期間も一緒であったが、自分はその時、短期雇用であり、契約満了の都度、更新していたので厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある者 10 人に照会したところ、5 人から回答があり、いずれも「長期雇用者は厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、そのうちの一人は「申立人のことは何となく記憶にある。自分は、当時 10 か月の長期雇用で厚生年金保険に加入していたが、途中 1 年間の未加入期間があり、その期間は短期雇用であった。当時は同じ課に 10 か月以上は勤務できなかったため、続けて勤務する場合は、いったん短期雇用になり、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険に加入する者は長期雇用の者のみで、短期雇用の者は加入していないはずである。ただし、短期雇用でも、契約満了の都度、更新して長期間勤務していた者はたくさんいた。」と供述しており、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 53 年 6 月 1 日に喪失した後、54 年 6 月 1 日に再度取得していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

その上、申立人の申立期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。